

◇総人口	76,295人
(前月比)	±0人
◇男	38,619人
◇女	37,676人
◇世帯数	29,752世帯

## 市税などの納付に関するのお願い 納め忘れはありませんか？

みなさんに納めていただいている税金は、住みよい街づくりを推進するための大切な財源となっています。市税や国民健康保険税に納め忘れがないか、もう一度ご確認をお願いいたします。

### 納期限内納付に ご協力ください

市税などの納期限につきましては、お手持ちの納税(納入)通知書または納付書に記載しております。今一度、納期限を確認され、納め忘れのないようお願いいたします。

なお、納期限までに納付がない場合や分割納付されていても納期限ごとの金額に達していない場合には、法律の定めにより督促状が發送されます。

また、納期限内に納付された方との公平性をはかるため、納期限の翌日から納付される日までの日数や金額に応じて延滞金が発生します。

### 市税などの納付は 便利な口座振替で

市税などの納付には、便利な口座振替をご利用ください。口座振替にしますと申請された口座から自動的に引き落とされるため、納付に向く手間もなく、納め忘れもなく安心です。

### 【申し込み方法】

ご希望の方は、最寄りの金融機関(郵便局を含みます)で手続きをしてください。依頼書(申込書)は、市内の金融機関に用意してあります。

なお、口座振替の取扱期間は、申し込みのあった月の翌々月に到来する納期からとなります。

### 【申し込みに必要なもの】

指定する口座の預金通帳届出印  
※口座振替納付をやめる場合は、廃止の届け出が必要となります。

### ご利用できる金融機関

(順不同)

- 千葉銀行、京葉銀行、千葉興業銀行、千葉信用金庫、三菱東京UFJ銀行、三井住友銀行、中央三井信託銀行、みずほ銀行、りそな銀行、埼玉りそな銀行、いんば農業協同組合、銚子信用金庫、銚子商工信用組合、ゆうちょ銀行(郵便局を含みます)
- 口座振替できる市税など**
- 市県民税(普通徴収分)
- 固定資産税・都市計画税
- 軽自動車税
- 国民健康保険税(普通徴収)

### 収分

問い合わせ先

市役所納税課  
☎443-1115

市営住宅使用料

市営住宅駐車場使用料

問い合わせ先

市役所都市計画課  
☎443-1430

介護保険料(普通徴収分)

問い合わせ先

市役所介護保険課  
☎443-1491

後期高齢者医療保険料(普通徴収分)

問い合わせ先

市役所国保年金課  
☎443-1139

### 金融機関やコンビニエンスストアでの納付に ご協力ください

市役所納税課窓口は、納税相談などによる混雑が予想されます。納付期限内の納付書をお持ちの方は、金融機関(郵便局を含みます)やコンビニエンスストアでの納付にご協力ください。なお、市役所内には千葉銀行八街支店八街市役所派らでの納付をお願いします。

### 納税相談を お受けしています

病気や失業などの事情により、納期限までに市税や国民健康保険税を納めることが出来ない場合には、早めに納税課にご相談ください。

また、お仕事などで、平日の業務時間内に納税相談や納付に出来ない方は、日曜開庁や夜間窓口を開設しておりますのでご利用ください。

### ・日曜開庁日

毎月月末の日曜日

午前8時30分～午後5時

### ・夜間窓口開設日

毎週火曜日(祝日および年末年始を除く)

午後5時15分～8時

### 滞納者への対応

八街市では、特別な理由もなく、経済的に余裕があるにもかかわらず市税などを滞納している悪質滞納者に対して、納期限内に納付された方との公平性をはかるため次のような処分を実施しています。

### ①給与などの照会・差し押さえ

勤務先に照会して給与、賃金などの差し押さえを行います。

②預貯金の調査差し押さえ  
金融機関を調査して預貯金の差し押さえを行います。

③不動産の調査・差し押さえ  
所有状況の調査や捜索(※1)を実施して不動産、不動産の差し押さえを行います。

④国民健康保険税滞納者への対応  
前記のことに加え、国民健康保険税滞納者は、通常よりも有効期限の短い短期被保険者証の交付、さらに滞納が長期間続いている方には、被保険者資格証明書(※2)の交付が行われます。

※1 捜索とは、税の滞納処分を行うための財産調査の一環として、国税徴収法により税務職員(徴税吏員)に認められた権限であり、滞納者の自宅などに直接出向き令状がなくても捜索することが認められているほか、税務職員が滞納処分上必要と認められればいつでも行うことが出来るものとされています。

※2 被保険者資格証明書とは、この資格証明書で医療行為を受けた場合、医療費を一時的に全額(10割)負担していただくこととなります。受診後に保険給付(7割)を受ける場合は、国保年金課への申請が必要となります。

詳しくは、市役所納税課 ☎443-1115へ。

## 広報やちまたの 発行回数がかかります

現在、広報やちまたは月1回、1日に発行していますが、市民の皆さんへの行政情報の提供を円滑に行うために、4月より月2回の発行になります。

発行日 1日 15日  
会員募集など、サークルなどのお知らせについては、原則として15日号に掲載します。それに伴い、原稿の提出期限が次のとおり変更になります。  
原稿提出期限 現在 前月1日  
変更後 前月15日  
なお、紙面についても、文字を拡大し見やすくする予定です。

詳しくは、市役所秘書広報課 ☎443-1112へ。

## 3月の移動交番開設情報

開設日時	開設場所
10日(木)・17日(木) 24日(木)	午後2時～3時 八街市役所
10日(木)・24日(木)	午前10時～正午 文違コミュニティセンター
15日(火)	午後2時～4時 富山コミュニティセンター
17日(木)	午前10時～11時 住野老人憩いの家
22日(火)	午後2時～3時 上砂農村広場

※諸事情により開設できない場合もあります。詳しくは、佐倉警察署 ☎484-0110へ。

### 夜間および休日の市税納付・納税相談窓口

○夜間 3月1日(火)・8日(火)・15日(火)・22日(火)・29日(火)  
午後5時15分～8時

○休日 3月27日(日) 午前8時30分～午後5時

ところ 市役所納税課

業務内容  
・市税の納付(市県民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税)

・納税相談  
詳しくは、市役所納税課 ☎443-1115へ。

※3月27日(日)は市役所の日曜開庁日です。  
市民課・課税課・納税課・国保年金課で業務の一部を取り扱いますのでご利用ください。(ただし、住民異動に伴う業務・国民年金業務は取り扱いません)

自動交付機ご利用時間案内(印鑑登録証明書・住民票の写しが取得できます)  
平日 : 午前8時30分～午後5時(平日火曜日は、午後8時まで)  
土曜日・日曜日 : 午前8時30分～午後4時(祝日・年末年始は、ご利用できません)